

保険財政共同安定化事業拡大への対応について（案）

【提案内容】

- 拠出方法 現行どおりとする。(被保険者数割:医療費実績割=50:50)
- 所得調整 1号調整交付金による調整も含め行わない。
- 激変緩和 共同事業拡大による収支の増減を、県調整交付金で補てんする。
平成28年度まで継続し、段階的縮小は行わない。

(前提条件)

- 国保財政運営の都道府県化は、平成29年度から実施されるものとする。
- 標準保険料の考え方は明確に示されていないが、都道府県化と同時に統一保険料が導入されることはない。

※前提条件に変更がある場合は、適宜見直しを行う。

【基本的考え方】

- 平成27年の共同事業拡大後、わずか2年で財政運営が都道府県化されることから、保険者、被保険者への移行の負担が大きい。
- 国から保険料の考え方が示されておらず、所得調整の方向性が明確でない。
- 事業実施期間が短く、共同事業拡大の効果の波及とその測定が困難。



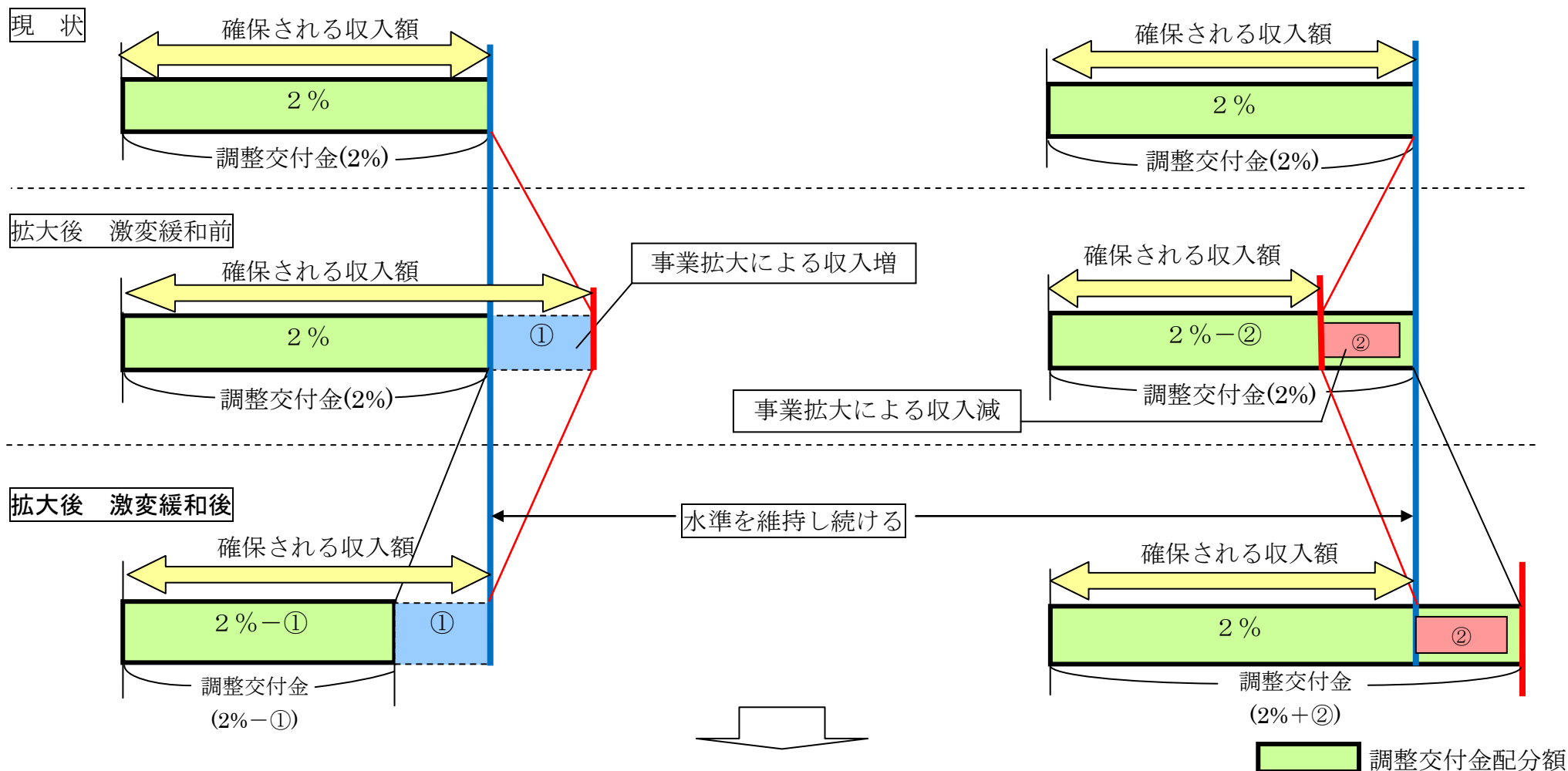
こうした状況で保険料を大きく変更することは適当でないため、現行の保険財政になるべく影響が出ないように対応し、都道府県化に備えることとする。

増額された調整交付金 2%による激変緩和の考え方

保険財政共同安定化事業拡大後も県調整交付金 2%の定率配付と「概ね同額の収入が確保される」調整交付金の配分額とする。

共同事業拡大により収入が増える団体

共同事業拡大により収入が減る団体



※事業拡大後の激変緩和措置により概ね 2%分が確保され続ける。